牛牧区陰樹等に関する申し合わせ書

第二次農業構造改善事業により、農地・農道・一般道路等整備されたので、これに合わせて陰樹等について、以下のように申し合わせる事とする。

一、他人の田畑・宅地及び公共施設用地の陰となる所へ、樹木並びに果樹を植えてはならない。もし植える場合は、他人との境からその樹の生長の見込みを立て、その樹高だけ隔して植えつけること。また定距離より長く生い茂った場合には、速やかに伐り取ること。ただし両者必ず話し会いで決めること。またビヤクシン類・ネズミサシ等は植えてはならない。

二、道路に面した垣根等の構造物は、道路境界より十五センチメートル以上離して設定すること。また草木等については、交通の妨げにならないようにすること。

三、果樹柵控線等は、道路境界より五十センチメートル離して設置すること。この場合、作物の先端は道路境より十五センチメートル以上離さなければならない。また果樹柵控線・貯水槽等は、隣地境界とは三十センチメートル以上離して設置すること。ただし隣地所有者（耕作者)との話し合いの場合はこの限りではない。

四、農地集団及び一般農地において、山際で陰が生じた場合は、話し会いにより陰を抜くこと。

五、神社・氏神・墓地等の樹木は特別扱いとする。

六、上項を実行するにあたり、区長が区議会の承認をえて任命する委員により、一年毎に実地検分を行い、該当する樹木等があった場合は，申し会わせ事項に基づき履行させることとする。委員の任期は二年とする。

七、この申し会わせ事項は、昭和57年1月1日より施行する。ただし、既存のものについては、申し会わせの主旨に従うよう順次改めること。

高森町牛牧区

昭和56年9月26日　区議会承認

昭和 56 年 10 月 20 日　区民の協力承認を得る